

## 第 2 回 糸 島 1 市 2 町 合 併 協 議 会

平成 20 年 2 月 4 日(月)13:30 ~  
前 原 中 央 公 民 館 会 議 室

### 1 開 会

### 2 会 長 あ い さ つ

### 3 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

( ) ( ) ( )

### 4 協 議 事 項

( 1 ) 協 議 第 6 号 協 定 項 目 1 「 合 併 の 方 式 」 に つ い て ・ ・ ・ ・ ・ ( 資 料 1 p )

( 2 ) 協 議 第 7 号 協 定 項 目 10 「 一 部 事 務 組 合 の 取 扱 い 」 に つ い て ・ ・ ・ ( 資 料 2 p )

( 3 ) 協 議 第 8 号 協 定 項 目 20 「 慣 行 の 取 扱 い 」 に つ い て ・ ・ ・ ・ ・ ( 資 料 1 3 p )

( 4 ) 協 議 第 9 号 協 定 項 目 22 「 条 例 ・ 規 則 の 取 扱 い 」 に つ い て ・ ・ ・ ( 資 料 1 5 p )

( 5 ) 協 議 第 10 号 協 定 項 目 26 「 友 好 交 流 の 取 扱 い 」 に つ い て ・ ・ ・ ( 資 料 1 7 p )

### 5 そ の 他

### 6 次 回 日 程 に つ い て

日 時 : 平 成 2 0 年 2 月 2 1 日 ( 月 ) 1 3 : 3 0 ~

場 所 : 解 放 セ ン タ ー 前 原 市 隣 保 館 大 集 会 室

### 7 閉 会

## 第2回 糸島1市2町合併協議会 資料

(平成20年2月4日開催)

糸島1市2町合併協議会

協議第 6 号

協定項目 1 「合併の方式」について

このことについて、次のとおり提出する。

前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 2 0 年 2 月 4 日

糸島 1 市 2 町合併協議会  
会長 松 本 嶺 男

協議第7号

協定項目10「一部事務組合の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

- 1 糸島地区消防厚生施設組合は、合併の前日をもって解散し、新市に引き継ぐ。
- 2 上記以外の一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、福岡県自治会館管理組合を除き、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。

平成20年2月4日

糸島1市2町合併協議会  
会長 松本嶺男

# 糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第10号	一部事務組合の取扱い(施設組合:消防)	専門部会 (分科会)	行財政 (総務)	分科会長・担当者 志摩町 古川 光規	前 原 市 総務課 井上真俊範	二 丈 町 総務課 吉田 秀利	志 摩 町 総務課 古川 光規
調整内容	1 糸島地区消防厚生施設組合は、合併の前日をもって解散し、新市に引き継ぐ。 2 上記以外の一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、福岡県自治会館管理組合を除き、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。						
現 況					調整の具体的内容		
1 財産及び債務 「財産に関する調書」及び「地方債現在高の状況」				新市に引き継ぐ。			
2 特別職 組合長1人、副組合長3人 組合議会議員14人 監査委員2人	附属機関 行政改革推進委員会委員10人、施設整備審議会委員20人、特別職報酬等審議会委員10人 使用料及び手数料審議会委員20人、清掃施設公害安全協議会委員33人、情報公開審査会委員5人 急患センター運営委員会委員13人、急患センター幹事会委員6人、医療事故被害調査委員会委員5人			組合の解散により失職する。			
3 一般職 定数 消防吏員94人・事務職員1人 実数 消防吏員93人・事務職員1人(糸島地区消防厚生施設組合職員定数条例附則第2項に「消防本部、署の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項に規定する数に消防吏員で初任教育中にあるものの数を加えた数とする。」(平成18年2月条例改正))				すべて新市の職員として引き継ぐ。			
4 組織 消防本部 消防長 - 次長 - 総務課 警防課 予防課	消防署 署長 - 第1警備課 - 本署 第2警備課 前原出張所 第3警備課 志摩出張所 二丈出張所			新市の組織に組み入れる。			
5 条例・規則 組合同約1件、条例44件、規則34件、規程12件、その他要綱等5件、 公平委員会(共同設置)規約1件、公平委員会議事規則1件、退職手当組合同約1件				新市の条例・規則として整備する。			
6 各種システム 給与システム、財務会計システムあり、すべてリースである。				新市のシステムへ統合する。			
7 担当事務 消防事務、救急事務を処理。				新市に引き継ぐ。			

# 財産に関する調書

## 公有財産

### (1) 土地及び建物（行政財産）

（平成18年度糸島地区消防厚生施設組合消防特別会計決算見込み）

区分	土地（地積）			建 物								
				木 造（延面積）			非 木 造（延面積）			延 面 積 計		
	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
本部庁舎	6,830.34		6,830.34				2,853.90		2,853.90	2,853.90		2,853.90
訓練塔（主塔）							332.45		332.45	332.45		332.45
訓練塔（副塔）							88.00		88.00	88.00		88.00
旧前原出張所							236.20		236.20	236.20		236.20
前原出張所	1,800.00		1,800.00				399.92		399.92	399.92		399.92
二丈出張所	444.00	1,023.15	1,467.15				116.00	233.05	349.05	116.00	233.05	349.05
志摩出張所	2,629.26		2,629.26				153.00		153.00	153.00		153.00
志摩倉庫							115.90		115.90	115.90		115.90
計	11,703.60	1,023.15	12,726.75				4,295.37	233.05	4,528.42	4,295.37	233.05	4,528.42

### (2) 土地及び建物（普通財産）

区分	土地（地積）			建 物								
				木 造（延面積）			非 木 造（延面積）			延 面 積 計		
	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
旧前原出張所							380.80		380.80	380.80		380.80
計							380.80		380.80	380.80		380.80

2 物 品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
はしご付消防自動車	1		1
消防ポンプ自動車	3		3
化学消防ポンプ自動車	1		1
水槽付消防ポンプ自動車	1		1
救 助 工 作 車	1		1
救 急 自 動 車	4		4
指 揮 車	1		1
資 器 材 搬 送 車	1		1
査 察 車	1		1
連 絡 車	2		2
広 報 車	2		2
消防緊急通信施設	1		1
気象観測器一式	1		1
インパルス消火銃一式	1		1
救急処置訓練人形	2		2
化学防護服	4		4

地方債現在高の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度末 現在高 A	平成18年度 発行額 B	平成18年度元利償還額			差 引 現在高 (A+B-C)	借入先の内訳	
			元 C	金 利	子 計		政 府 資 金 (郵政公社資金)	そ の 他
庁舎建設事業債	814,671	91,500	34,821	15,857	50,678	871,350	663,505	207,845
消防施設整備事業債	59,562		10,224	564	10,788	49,338		49,338
合 計	874,233	91,500	45,045	16,421	61,466	920,688	663,505	257,183



# 糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	一部事務組合の取扱い(消防厚生施設組合を除く)	専門部会 (分科会)	行財政 (企画)	分科会長・担当者 前原市 洞 孝文	前 原 市 経営企画課 馬場 貢	二 丈 町 企画調整課 谷口 俊弘	志 摩 町 企画課 扇 清人
第10号							
調整内容	1 糸島地区消防厚生施設組合は、合併の前日をもって解散し、新市に引き継ぐ。 2 上記以外の一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、福岡県自治会館管理組合を除き、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p><b>【事務概要】</b>                      広域的な行政需要に対応するため、地方自治法第284条の規定に基づき、一部事務組合を組織し、事務の共同処理を行っている。</p> <p>本市が構成団体となっている一部事務組合 (糸島地区消防厚生施設組合を除く)</p> <p>福岡地区水道企業団                      ・水道用水供給事業                      ( 福岡都市圏8市、9町、1企業団で構成 )</p> <p>福岡都市圏広域行政事業組合                      ・福岡都市圏広域行政計画に基づく共同事業 等                      ( 福岡都市圏9市、10町で構成 )</p> <p>福岡都市圏競艇等事業組合                      ・競艇の開催 等                      ( 福岡市を除く福岡都市圏8市10町で構成 )</p> <p>福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合                      ・消防団員等の公務災害補償事務                      ( 県内19市、全町村で構成 )</p> <p>福岡県市町村職員退職手当組合                      ・退職手当の支給事務                      ( 県内17市、27町、4村、46組合、1広域連合で構成 )</p> <p>福岡県市町村災害共済基金組合                      ・災害共済に関する事務等                      ( 県内全市町村で構成 )</p> <p>福岡県自治振興組合                      ・市町村職員研修及び採用試験                      ( 県内全市町村で構成 )</p>	<p><b>【事務概要】</b>                      同左</p> <p>本町が構成団体となっている一部事務組合                      同左</p> <p>福岡県自治会館管理組合                      ・自治会館の管理運営                      ( 県内全町村で構成 )</p>	<p><b>【事務概要】</b>                      同左</p> <p>本町が構成団体となっている一部事務組合                      同左</p> <p>福岡県自治会館管理組合                      ・自治会館の管理運営                      ( 県内全町村で構成 )</p>	<p>糸島1市2町が構成団体となっている一部事務組合(糸島地区消防厚生施設組合を除く)については、合併の前日をもって脱退し、福岡県自治会館管理組合を除き、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。</p>

# 糸島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	一部事務組合の取扱い (施設組合:し尿、ごみ、火葬場、救急医療)	専門部会 (分科会)	生活環境(環境) 健康福祉(国保)	分科会長・担当者 環境 前原市 秋吉富男 国保 志摩町 久保秀明	前 原 市 生活環境課 秋吉 富男 健康づくり課 瀬戸 澄男	二 丈 町 生活環境課 瀬戸 利三 健康福祉課 満生 治幸	志 摩 町 都市計画課 高崎 喜久男 健康福祉課 岡本 修
調整内容	1 糸島地区消防厚生施設組合は、合併の前日をもって解散し、新市に引き継ぐ。 2 上記以外の一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、福岡県自治会館管理組合を除き、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。						

現 況	調整の具体的内容
1 財産及び債務 「財産に関する調書」及び「地方債現在高の状況」	新市に引き継ぐ。
2 特別職 組合長 1 人、副組合長 3 人 組合議会議員 1 4 人 監査委員 2 人	附属機関 行政改革推進委員会委員 1 0 人、施設整備審議会委員 2 0 人、特別職報酬等審議会委員 1 0 人 使用料及び手数料審議会委員 2 0 人、清掃施設公害安全協議会委員 3 3 人、情報公開審査会委員 5 人 急患センター運営委員会委員 1 3 人、急患センター幹事会委員 6 人、医療事故被害調査委員会委員 5 人
3 一般職 組合長部局の職員 実数 1 4 人(平成 1 9 年 4 月 1 日現在) 定数(行政職・技能労務職) 1 8 人	実数の内訳 行政職 1 3 人 技能労務職 1 人
4 組織 組合事務局 (事務局長 1 人) 庶務課 庶務会計係、救急医療係 (会計管理者(係長) 1 人、相困主査 2 人、主事 1 人) 施設課 施設係 (課長補佐 2 人、場長 2 人、係長 1 人、主任主事 3 人、技能労務職 1 人)	新市の組織に組み入れる。
5 条例・規則 組合規約 1 件、条例 4 4 件、規則 3 4 件、規程 1 2 件、その他要綱等 5 件、 公平委員会(共同設置)規約 1 件、公平委員会議事規則 1 件、退職手当組合規約 1 件	新市の条例・規則として整備する。
6 各種システム なし	新市において検討する。
7 担任意務 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。 救急医療に関すること。 組合有財産の維持管理に関すること。	新市に引き継ぐ。

財 産 に 関 す る 調 書

1 公 有 財 産

(平成18年度糸島地区消防厚生施設組合一般会計決算見込み)

① 土 地 及 び 建 物(行政財産)

区 分	土 地(地 積)			建 物								
				木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)			延 面 積 計		
	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
し尿処理場	12,752.41		12,752.41				4,644.19		4,644.19	4,644.19	0.00	4,644.19
旧ごみ処理場	41,066.00		41,066.00				373.13		373.13	373.13	0.00	373.13
旧前原出張所	707.52	△ 707.52	0.00								0.00	
自治会館	1,349.80		1,349.80	6.09		6.09	324.62		324.62	330.71	0.00	330.71
クリーンセンター	91,481.24		91,481.24				14,488.74		14,488.74	14,488.74	0.00	14,488.74
火葬場	32,129.40		32,129.40				2,143.87		2,143.87	2,143.87	0.00	2,143.87
行政財産合計	179,486.37	△ 707.52	178,778.85	6.09	0.00	6.09	21,974.55	0.00	21,974.55	21,980.64	0.00	21,980.64

② 土 地 及 び 建 物(普通財産)

公会堂跡地	1,136.36		1,136.36									
老松駐車場	237.85		237.85									
山林	175,010.00		175,010.00									
観光案内所							33.06		33.06	33.06		33.06
前原中央公園	928.92		928.92									
解放会館				131.67		131.67				131.67		131.67
旧火葬場	4,311.00		4,311.00									
旧前原出張所	0.00	707.52	707.52									
普通財産合計	181,624.13	707.52	182,331.65	131.67	0.00	131.67	33.06	0.00	33.06	164.73	0.00	164.73

## 4 地方債現在高の状況

(単位:千円)

区 分	平成17年度 末現在高 A	平成18年度 発行額 B	平成18年度元利償還額			差 引 現在高 (A+B-C)	借 入 先 の 内 訳		
			元 金 C	利 子	計		資金運用部 (財政融資資金)	そ の 他 D	D の 内 訳
火葬場債	910,090		90,398	15,368	105,766	819,692	819,692		
ごみ処理債	7,688,073		887,177	151,248	1,038,425	6,800,896	6,800,896		
リサイクルプラザ債	740,112		79,522	14,858	94,380	660,590	660,590		
埋立処分地債	344,121		37,374	6,880	44,254	306,747	306,747		
L尿処理債	603,858		205,399	23,131	228,530	398,459	398,459		
合 計	10,286,254	0	1,299,870	211,485	1,511,355	8,986,384	8,986,384	0	

財 産 に 関 す る 調 書

1 公 有 財 産

(平成18年度糸島地区消防厚生施設組合救急医療特別会計決算見込み)

① 土 地 及 び 建 物(行政財産)

区 分	土 地(地 積)			延 面 積 計								
				木 造 (延面積)			非 木 造 (延面積)					
	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
急患センター							612.31		612.31	612.31		612.31
行政財産合計							612.31	0.00	612.31	612.31	0.00	612.31

## 4 地方債現在高の状況

(単位:千円)

区 分	平成17年度 末現在高 A	平成18年度 発行額 B	平成18年度元利償還額			差 引 現在高 (A+B-C)	借 入 先 の 内 訳		
			元 金 C	利 子	計		資金運用部 (財政融資資金)	そ の 他 D	D の 内 訳
病院事業債	188,216		6,872	5,630	12,502	181,344	181,344		
合 計	188,216	0	6,872	5,630	12,502	181,344	181,344	0	

協議第 8 号

協定項目 2 0 「慣行の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

- 1 「市の花、木等」、「市民憲章」については、新市において定める。
- 2 「市章」については、合併前に定める。
- 3 「宣言」については、新市において定める。

平成 2 0 年 2 月 4 日

糸島 1 市 2 町合併協議会  
会長 松 本 嶺 男

# 糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	慣行の取扱い	専門部会 (分科会)	行財政 (企画)	分科会長・担当者 前原市 洞 孝文	前 原 市 経営企画課 馬場 貢	二 丈 町 企画調整課 谷口 俊弘	志 摩 町 企画課 扇 清人
第20号							
調整内容	1 「市の花、木等」、「市民憲章」については、新市において定める。 2 「市章」については、合併前に定める。 3 「宣言」については、新市において定める。						

名 称	前 原 市	二 丈 町	志 摩 町	調整の具体的内容
1.市・町の花、木等				新市において定める。
市(町)の花	「きく」(昭和59年制定)	「ツツジ」(昭和60年制定)	「はまゆう」(昭和59年制定)	
市(町)の木	「さくら、かえで」(昭和59年制定)	「ツゲ」(昭和60年制定)	「ヤブツバキ」(昭和59年制定)	
市(町)シンボルカラー	「みどり」(昭和59年制定)	「緑・青・白」(平成5年制定)	なし	
市(町)シンボルマーク	省略(昭和59年制定)	省略(平成5年制定)	なし	
市(町)イメージソング	「まえばるそして未来へ」 「夢をだきしめて」 (平成4年決定) 「前原音頭」 (昭和60年レコード化)	「町歌」(昭和30年制定) 「二丈音頭」(昭和60年決定)	「町歌」(昭和40年制定) 「志摩音頭」(平成元年決定)	
2.市・町民憲章	省略(昭和59年制定)	省略(昭和60年制定)	省略(昭和60年制定)	新市において定める。
3.市・町章	省略(昭和32年制定)	省略(昭和30年制定)	省略(昭和40年制定)	合併前に定める。
4.宣言 これまでに議決した宣言	<b>【差別のないまちづくり宣言】</b> (昭和47年9月28日議決) <b>【税完納の町宣言】</b> (昭和63年6月24日議決) <b>【恒久平和都市宣言】</b> (平成3年7月2日議決) <b>【前原町交通安全宣言都市】</b> (昭和39年6月25日議決)  <b>【ゆとり宣言】</b> (平成2年3月23日議決) <b>【暴力団排除運動宣言】</b> (平成4年6月19日議決) <b>【前原市環境宣言】</b> (平成5年6月23日議決) <b>【男女共同参画都市宣言】</b> (平成19年3月27日議決)	<b>【差別のない町づくり宣言】</b> (昭和60年3月25日議決) <b>【振替納税宣言の町】</b> (平成7年3月24日議決) <b>【非核・恒久平和都市宣言】</b> (昭和60年3月25日議決) <b>【シートベルト着用宣言】</b> (昭和60年3月25日議決) <b>【人権都市宣言】</b> (平成6年12月22日議決) <b>【二丈町男女共同参画のまち宣言】</b> (平成13年3月23日議決)	<b>【差別のない町づくり宣言】</b> (昭和59年12月24日議決) <b>【税完納の町宣言】</b> (平成13年12月11日議決) <b>【非核・恒久平和町民宣言】</b> (昭和60年3月27日議決)  <b>【人権都市宣言】</b> (平成6年12月22日議決) <b>【志摩町男女共同参画のまち宣言】</b> (平成15年6月18日議決)	新市において定める。



協議第9号

協定項目22「条例・規則の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行するもの

平成20年2月4日

糸島1市2町合併協議会  
会長 松本嶺男

# 糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目 第22号	条例・規則の取扱い	専門部会 (分科会)	行財政 (総務)	分科会長・担当者 志摩町 古川 光規	前 原 市 総務課 井上 真峻範	二 丈 町 二丈町 吉田 秀利	志 摩 町 総務課 古川 光規
調整内容	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの 3 合併後、逐次制定し、施行するもの						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	糸島地区消防厚生施設組合の現状	調整の具体的内容																																								
例規集登載数  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th>種 別</th><th>件 数</th></tr> <tr><td>条 例</td><td>179</td></tr> <tr><td>規 則</td><td>206</td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td>319</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>704</td></tr> </table> その他は、規程、規約、要綱等	種 別	件 数	条 例	179	規 則	206	そ の 他	319	合 計	704	例規集登載数  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th>種 別</th><th>件 数</th></tr> <tr><td>条 例</td><td>154</td></tr> <tr><td>規 則</td><td>121</td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td>169</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>444</td></tr> </table> その他は、規程、規約、要綱等	種 別	件 数	条 例	154	規 則	121	そ の 他	169	合 計	444	例規集登載数  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th>種 別</th><th>件 数</th></tr> <tr><td>条 例</td><td>158</td></tr> <tr><td>規 則</td><td>163</td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td>195</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>516</td></tr> </table> その他は、規程、規約、要綱等	種 別	件 数	条 例	158	規 則	163	そ の 他	195	合 計	516	例規集登載数  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th>種 別</th><th>件 数</th></tr> <tr><td>条 例</td><td>44</td></tr> <tr><td>規 則</td><td>34</td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td>17</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>95</td></tr> </table> その他は、規程、規約、要綱等	種 別	件 数	条 例	44	規 則	34	そ の 他	17	合 計	95	合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、「条例・規則等の整備方針」により、整備する。
種 別	件 数																																											
条 例	179																																											
規 則	206																																											
そ の 他	319																																											
合 計	704																																											
種 別	件 数																																											
条 例	154																																											
規 則	121																																											
そ の 他	169																																											
合 計	444																																											
種 別	件 数																																											
条 例	158																																											
規 則	163																																											
そ の 他	195																																											
合 計	516																																											
種 別	件 数																																											
条 例	44																																											
規 則	34																																											
そ の 他	17																																											
合 計	95																																											

### 【条例・規則等の整備方針】

新市発足時には、前原市、二丈町、志摩町及び糸島地区消防厚生施設組合の条例・規則等はすべてその効力を失う。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行する。  
 なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

### 【施行の方法による区分】

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
  - (1) 条例  
制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し、施行する。（地方自治法第179条第1項）
  - (2) 規則、訓令、その他  
制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し、施行する。（地方自治法第15条第1項）
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの  
新市の条例・規則等を制定するまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行していた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行する。（地方自治法施行令第3条）
- 3 合併後、逐次制定し、施行するもの
  - (1) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権限がない条例、各行政委員会の規則等）
  - (2) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し施行するもの

協議第10号

協定項目26「友好交流の取扱い」について

このことについて、次のとおり提出する。

友好・姉妹都市、国際交流、国内交流は、従前の経緯を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。併せて、関係条例等の制定を行う。

平成20年2月4日

糸島1市2町合併協議会  
会長 松本嶺男

# 糸 島 1 市 2 町 課 題 調 整 案

協定項目	友好交流の取扱い	専門部会 (分科会)	行財政 (企画)	分科会長・担当者 前原市 洞 孝文	前 原 市 経営企画課 馬場 貢	二 丈 町 企画調整課 谷口 俊弘	志 摩 町 企画課 扇 清人
第 26 号							
調整内容	友好・姉妹都市、国際交流、国内交流は、従前の経緯を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。併せて、関係条例等の制定を行う。						

前 原 市 の 現 状	二 丈 町 の 現 状	志 摩 町 の 現 状	調整の具体的内容
<p>【友好・姉妹都市】 平成 8 年：姉妹都市締結（前原市） ・アメリカ合衆国カリフォルニア州 エスカンディット市 平成 1 0 年：友好都市協定書締結（前原市） ・中華人民共和国 上海市 青浦区</p> <p>【国際交流】 エスカンディット市 ・現地交流協力員配置 ・国際交流員受入事業 ・中、高校生の相互交流事業 上海市青浦区 ・青浦区人民政府との相互交流事業 ・人民代表大会との相互交流事業 ・医療友好交流事業 ・中学生相互ホ・ムステイ事業 ・教師友好交流事業</p> <p>【国内交流】 該当なし</p> <p>【関係条例等】 前原市国際交流基金条例 前原市国際交流員就業規則</p> <p>【その他】 平成 4 年：「前原市国際交流基本計画」策定</p>	<p>【友好・姉妹都市】 該当なし</p> <p>【国際交流】 二丈町内の外国人との国際交流事業を、平成 9 年度から毎年、継続して実施している。</p> <p>【国内交流】 該当なし</p> <p>【関係条例等】 該当なし</p> <p>【その他】 該当なし</p>	<p>【友好・姉妹都市】 昭和 4 4 年：姉妹都市成立認証状締結 ・三重県 度会郡 二見町</p> <p>平成 1 7 年 1 1 月 1 日 二見町が合併、「伊勢市」となる。 現在までに、伊勢市との締結協議は行っていない。</p> <p>【国際交流】 該当なし</p> <p>【国内交流】 平成 3 年：全国夫婦岩サミット連絡協議会 ・友好交流事業</p> <p>【関係条例等】 該当なし</p> <p>【その他】 該当なし</p>	<p>友好・姉妹都市、国際交流、国内交流は、従前の経緯を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、関係条例等の制定を行う。</p>